外国人在留就労許可制度の全面実施に関する通知 外国人在留就労許可制度の全国展開

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

国家外国専家局、人力資源社会保障部、外交部、公安部は2017年3月28日に連名で「外国人在留就 労許可制度の全面実施に関する通知」(外専発[2017]40号、2017年4月1日施行、以下「本通知」)を公布し ました。本通知は行政簡素化、権限委託、開放と管理の結合、サービスの最適化という政策方針に基づき、 標準化・規範化された外国人在留就労許可制度を立ち上げることを目的しています。

1. 政策背景

国家外国専家局は2016年11月8日に「外国人在留就労許可制度試行実施方案」「(外専発[2016]151号、以下、「試行実施方案」)を公布し、2016年10月から2017年3月まで北京、天津、河北、上海、安徴、山東、広東、四川、寧夏等において外国人就労許可試行政策を実施することを発表しました。非試行地域は現行管理方式に基づいて実施方案を作成し、外国人在留就労許可制度の全面実施に向けて事前準備を行うこととしました。

本通知は「試行実施方案」をベースに試行政策の実施を踏まえ、外国人在留就労分類基準を再調整し、 実務的な問題をさらに明確化したものです。

2. 政策内容

本通知によれば、ポイント管理制や、外国人在留就労指導リスト、労働力市場テスト、割当管理などを総合的に運用し、外国人就労者をA、B、Cの3段階に分類管理します。「試行実施方案」と比較すると、本通知は収入面をさらに強調しており、年齢制限は一定程度緩和しています(図表1ご参照)。

【図表1 外国人在留就労分類標準】

| ランク | 条件 | | |
|----------------------------|--|--|--|
| ランク 外国ハイエンド 人材 (A 類) | 条件 [認定基準]:次の6つの条件のいずれかを満たすこと 1) 国内の人材導入計画で選出される人材 2) 国際的に認められた専門認定標準に合致する人材 (例1)「世界トップ500」企業に勤める本部高級管理職もしくはR&Dの主要メンバー、子会社もしくは地域本部の副総経理職以上の管理職、R&D責任者の経験がある人材 (例2) 国際的に著名な金融機構、もしくは会計事務所において高級管理職の経験がある人材。 3) 市場ニーズを満たす奨励類の外国人材【定義の見直し】「試行実施方案」で定められた「年収と年度個人所得税が標準に達する人材」を「平均給与収入が本地区の前年度の社会平均給与収入(※)の6倍を | | |
| | 下回らない外国籍人材」(※)に変更 | | |

¹ 詳細はBTMU(China)実務・制度ニュースレター183号ご参照 <u>http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316113001.pdf</u>



| | 4) イノベーション人材 |
|-----------------------|---|
| | 【定義の見直し】省級の関係部門が制定するイノベーション企業リスト又は技術革新 |
| | 職業リストに組み入れられている組織が招聘する高級管理若しくは技術の職務を有 |
| | する者 |
| | 5) 有能な青年人材 |
| | 【定義の見直し】40 歳以下の国(域)外のハイレベルな大学及び中国域内の大学で |
| | 博士研究員として研究に従事している青年人材 |
| | 6) ポイントが 85 点以上の人材 |
| | [認定基準]:次の6つの条件のいずれかを満たすこと |
| | 1) 大学卒及びそれ以上の学歴を有し、もしくは 2 年以上の業務経験を有する外国専 |
| | 門人材であり、規定条件のいずれかに合致すれば、B類と認定される |
| | 規定条件は以下 |
| | ▶ 教育、科学研究、新聞、出版、文化、芸術、衛生、体育などの特別分野におけ |
| | る研究、教育、管理などの業務を担当する管理職もしくは専門技術者 |
| | ▶ 多国籍企業が派遣する中間層及び中間層以上の社員、または駐在員事務所 |
| 外国専門人材 | の上席代表及び代表 |
| (B 類) | ▶ 各類企業、企業単位、社会組織などが雇用する外国人管理職もしくは専門技 |
| | 術者など |
| | 2) 【追加】国際的に通用する職業技能資格証書を有する、または差し迫って必要とさ |
| | れているものの、不足している技能型人材 |
| | 3) 外国人言語教育者 |
| | 4) 【追加】平均給与収入が本地区の前年度の社会平均給与収入(※)の4倍を下回ら |
| | ない外国籍人材 |
| | 5) 関連部門の規定にふさわしい専門家及びプログラムの実施者 |
| | 6) ポイントが 60 点以上の人材 |
| 20 W | 1) 現行の外国人在留就労規定で認められている外国人就労者 |
| その他 | 2) 臨時性、短期性(90 日以下)の仕事に従事する労働者 3) 割当管理の実施対象となる外国人。これには政府間協定により中国に来て実習す |
| 外国人材 (C類) | 3) 割当管理の実施対象となる外国人。これには政府間協定により中国に来て実習す る外国青年、規定条件に合致する外国留学生、海外大学の外国籍の卒業生、遠洋 |
| し知り | の外国青年、規定条件に合致する外国留子生、個外人子の外国籍の卒業生、選件 漁業などの特別分野で勤務する外国人等が含まれる |
| 200 = = 1544 5 1 4t = | 供表はこの行列力到く到務するクト国人寺が占まれる |

(※) 平均給与は統計局もしくは地域当局より公表される統計データをご参照下さい。

一流芸術家や科学専門分野の研究家などの認定基準と比較すると、試行施策同様、ポイント条件を満たすことが外国人就労許可を取得する上で重要であると考えられます。

本通知による、ポイント基準の変更点は下記の通りです。(点数化の詳細基準は図表2ご参照)

- 業務経験の配点の上限を15点から20点まで引き上げ
- 中国語レベル(HSK)の配点の上限を10点から5点まで引き下げ
- 過去に中国籍であった外国人、特許などの知的財産を有する人員、在中国業務経験連続5年以上の人員等の項目を追加



BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2017年4月26日第197期

【図表 2 点数化の評価基準】

| 項目 | 基準•条件 | 点数 |
|----------------------------|-------------------------|--------|
| | 国際人材導入計画に選出された人材 | _ |
| 古拉新可整行可 | 国際公認の専門認定標準に合致する人材 | |
| 直接許可発行可 | 市場ニーズを満たす奨励類の外国人材 | _ |
| | イノベーション人材及び優秀青年人材 | |
| | 45 及びそれ以上 | 20 |
| | 35~45 未満 | 17 |
| 中国国内の年収 (単位:万元) | 25~35 未満 | 14 |
| | 15~25 未満 | 11 |
| | 7~15 未満 | 8 |
| | 5~7 未満 | 5 |
| | 5 未満 | 0 |
| 学展まない。 | 博士あるいは博士相当 | 20 |
| 学歴あるいは | 修士あるいは修士相当 | 15 |
| 国際職業資質認定 | 学士(大学卒業)あるいは学士相当 | 10 |
| | 2年間以上の場合、1年間ごとに1点追加計上 | 20(満点) |
| 業務経験 | 2年間 | 5 |
| | 2年間未満 | 0 |
| | 9ヶ月及びそれ以上 | 15 |
| 年間の中国における | 6ヶ月~9ヶ月未満 | 10 |
| 業務時間 | 3ヶ月~6ヶ月未満 | 5 |
| | 3ヶ月未満 | 0 |
| | 過去に中国籍であった外国人 | 5 |
| | 中国語で授業を受けた大学卒及びそれ以上の学歴 | 5 |
| | 5級及びそれ以上 | 5 |
| 中国語レベル(HSK) | 4級 | 4 |
| | 3 級 | 3 |
| | 2 級 | 2 |
| | 1 級 | 1 |
| | 西部区域 | 10 |
| 業務エリア | 東北地域など旧工業区域 | 10 |
| | 中部地域にある国家認定の貧困県等、特別区域 | 10 |
| | 18~25 歳 | 10 |
| | 26~45 歳 | 15 |
| 年齢 | 46~55 歳 | 10 |
| | 56~60 歳 | 5 |
| | 60歳及びそれ以上 | 0 |
| + + 1 M - + M 11 | 国内外高水準大学の卒業生 | 5 |
| 有名大学の卒業生 | 世界 500 強企業における職務経験あり | 5 |
| あるいは世界 500 強企業 での職務経験など | 特許などの知的財産を有する | 5 |
| | 在中国業務経験連続5年以上 | 5 |
| | 地方経済社会の発展ニーズを満たす人材 | 0-10 |
| 部門の奨励点数 | (省級外国人就労管理部門が制定する規準に従う) | |



BTMU(China)実務・制度ニュースレター

2017年4月26日第197期

3. 企業への影響

外国人在留就労許可制度の全国展開によって、外国人の中国赴任は一定程度の影響を受けるものと思われます。政策の実施から間も無く、実務上の問題がまだ明確化されていないため、中国に赴任を予定する外国人人材にとって就労許可の取得は従来比、時間を要する可能性があります。

当局の発言によれば、従来の外国人就労認可基準から、管理を厳格化するものではなく、制度・実務運用を明確化することが狙いであるとしています。各エリアによって本通知の実施に対する解釈が異なる可能性が見込まれることから、運用面においては事前に各地の外国専門家局へ確認いただくことをお勧めします。引続き、関連情報を注視の上、随時情報展開させて頂きます。

以上

- 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ⇒ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

